

令和7年5月9日

## 貸切バス事業者に対して文書警告を行いました

令和6年12月9日に岡山県真庭市の雪道でスリップし横転する事故を惹起したことを端緒として、山口県周南市の貸切バス事業者である防長観光バス株式会社広島営業所に対して、令和6年12月10日及び令和7年2月5日に立入監査を、令和7年2月25日に呼出監査を実施しました。

監査の結果、異常気象時における措置を講じていなかったなど道路運送法等関係法令に違反する事実が確認されたため、当該事業者に対して文書警告を行いました。

当支局では、利用者が安心して公共交通機関を利用できるよう、引き続き運送事業者を指導監督し、法令遵守の徹底に努めます。

### 【行政処分等の内容】

- 行政処分等年月日 : 令和7年5月9日
- 事業者名 : 防長観光バス株式会社  
住所 : 山口県周南市松保町7番9号  
処分等対象営業所 : 広島営業所（広島県広島市中区吉島新町一丁目27番6号）
- 行政処分等の内容 : 車両停止50日車 → 警告  
※「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月30日付け中国運輸局公示第51号。以下「処分基準」という。）に基づく基準日車等の合算の結果、処分日車数が50日車以下のため、「処分基準」記3.（6）を適用し、警告とする。なお、違反点数については、記2.（1）の適用により、10日車までごとに1点を付すものとする。
- 違反の内容 : 別紙のとおり
- 違反点数付与状況 : 5点（累積点数：5点）

### 【問い合わせ先】

広島運輸支局 自動車運送事業監査室

担当 : 藤本<sup>ふじもと</sup>、古川<sup>ふるかわ</sup>

TEL : 082-233-9167

【違反の内容】

1. 事業計画に定めるところに従い、その業務の確保を行っていなかった。  
(道路運送法第16条第1項)
2. 運送引受書の記載事項に不備があった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
3. 乗務員に対して異常気象時等における措置を講じていなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第20条)
4. 点呼を確実に実施していなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項)
5. 点呼の記録の記録事項に不備があった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
6. 経路の調査等を行っていなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第28条)
7. 運行指示書の記載事項等に不備があった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)
8. 乗務員等台帳の記載事項等に不備があった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
9. 運転者に対する適切な指導及び監督が行われていなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
10. 運転者に対する指導及び監督を行った旨の記録を確実に行っていなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
11. 特定の運転者に対する特別な指導が行われていなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)